

芦屋町青少年問題協議会 令和7年度事業計画

方針

次代を担う青少年の心身共に健やかな成長は、町民すべての願いです。その願いを達成するためには、家庭・学校・地域社会が連携を深め、青少年を取り巻く社会環境の浄化に努めねばなりません。同時に、青少年を育成する町民一人一人が青少年とのふれあいを大切にしながら、青少年が自立していこうという心と態度を養っていくことが大切です。

芦屋町青少年問題協議会は「芦屋町青少年健全育成町民会議」と連携を図りながら、青少年健全育成の更なる充実・発展の推進を図ります。

1 青少年健全育成

(1) あいさつ啓発運動の促進

○町民会議、各校区育成会にて実施する「あいさつ運動」と連携し、街頭啓発等を実施することで、児童・生徒の規範意識の形成を目指す

① 校区别運動の実施

- ア 場所 別紙当番表のとおり
- イ 方法 各校区の通学ポイントにおける街頭啓発
広報車による広報啓発は町民会議にて実施
- ウ 実施日 毎月最初の登校日と15日
各学期ははじめの2日間（1学期のみ入学式後）

【あいさつ運動実施予定日】

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日	11, 14	1, 15	2, 16	1, 15	25, 26	1, 16	1, 15	4, 14	1, 15	8, 15	2, 16	2, 16

② あいさつ看板

各小学校の正門及び裏門付近に設置しているあいさつ看板の維持管理に努める。

- ・山鹿小学校 2枚（正門、裏門）
- ・芦屋小学校 2枚（正門、裏門）
- ・芦屋東小学校 1枚（正門）

③ 中学生標語看板

町内2箇所に設置している中学生標語による啓発看板の維持管理に努める。

- ・祇園町 1基
- ・浜口町 1基

(2) 有害図書等の立入調査・協力依頼

- 有害図書、有害玩具等の陳列や販売方法等について県青少年健全育成条例に基づき、販売店に対し立入調査を実施し、条例遵守の協力依頼を行う。
- 県下一斉立入調査時（7月、11月）を中心に随時巡回。
- 有害図書自動販売機の販売状況などを随時監視し、違反があった場合は県と連携を取り対応していく。

(3) 青少年の環境浄化活動

○白いポスト

町民会館前、山鹿公民館前の2箇所に「悪書追放白いポスト」を設置。悪書・有害図書追放の環境浄化に努める。各校区育成会においても有害図書の環境浄化活動を行っており、情報共有に努める。

○環境浄化看板

環境浄化看板を設置及び維持管理。設置場所及び状況の把握に努める。

（環境浄化看板設置状況）七田池1、花美坂池2

水禍防止看板の設置	3本
-----------	----

2 青少年非行防止対策

(1) 巡回指導の実施

- 事務局により、毎月1回、折尾署管内2市4町協働パトロールを実施。
（重点箇所）小中学校、公民館、公園、コンビニエンスストアなど

(2) 各地区の巡回指導の連携・支援

- 各自治区にて巡回指導を実施する各校区育成会議と連携し、巡回情報の共有化や協力支援を行う。

3 家庭教育、地域教育の充実

(1) 広報による啓発活動

- 広報あしやに「すくすく育てあしやっ子」というテーマで定期的に記事を掲載し啓発に努める。（原稿は事務局にて作成）

掲載月号	掲載内容
6月号	すくすく育てあしやっ子 No.195 お手伝い
9月号	すくすく育てあしやっ子 No.196 読書
12月号	すくすく育てあしやっ子 No.197 しつけ
3月号	すくすく育てあしやっ子 No.198 インターネット

(2)「こども 110 番のいえ」設置推進・安全対策

- 町民会議が主体となり、設置状況の確認と新規設置の推進に努めている。
 - ・年 1 回、各小学校区有成会議を通じて各地区に設置者名簿の更新を依頼
 - ・町民会議だよりに事業内容及び新規登録者募集について掲載
- 町民会議と連携し、設置推進と情報の共有化を図る。
 - ※「こども 110 番のいえ」設置目的
 - ・子どもたちの安全確保と緊急時の避難場所をつくること
 - ・地域ぐるみで犯罪抑止に努めること

| | |--------------------| | 4 子どもたちの安全に向けた取り組み | |--------------------|

(1) 安全パトロールの実施

- 教育委員会公用車に、地域防犯用の青色回転灯を装着し、適時パトロールを実施する。

(2) 不審者対応

- 町内での不審者発生時は、緊急対応として安全パトロールを実施。
- 町内で不審者が発生した場合及び北九州教育事務所管内で起こった悪質な案件については、全庁職員に対し情報共有を図るとともに、芦屋町のホームページ及びLINE、KBC テレビ「d ボタン広報誌」などの情報発信ツールを活用し、不審者情報を配信する。

(3) 子どもたちの見守り活動の支援

- 町民会議が推進する「見守り活動」に対して、情報提供や関係機関への要請、住民啓発などの協力支援を行う。

| | |---------| | 5 会議の開催 | |---------|

(1) 各種会議の開催

- 各種会議（協議委員会）を必要に応じて開催。

令和 7 年度芦屋町青少年問題協議会 年間スケジュール

時 期		内 容	担 当
4 月	中旬	11 日（金）、14 日（月） あいさつ運動	協議委員・事務局
		18 日（金） 2 市 4 町協働パトロール	事務局
5 月	上旬	1 日（木） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	15 日（木） あいさつ運動 16 日（金） 2 市 4 町協働パトロール	協議委員・事務局 事務局
		すくすく育てあしやっ子（広報あしや 6 月号掲載）	事務局
6 月	上旬	2 日（月） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	16 日（月） あいさつ運動	協議委員・事務局
	下旬	20 日（金） 2 市 4 町協働パトロール	事務局
7 月	上旬	1 日（火） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	15 日（火） あいさつ運動 18 日（金） 2 市 4 町協働パトロール	協議委員・事務局 事務局
		県条例に基づく立入調査（有害図書、玩具対象） 白いポストに投函された有害図書の回収	事務局
8 月	中旬	15 日（金） 2 市 4 町協働パトロール	事務局
	下旬	25 日（月）、26 日（火） あいさつ運動 すくすく育てあしやっ子（広報あしや 9 月号掲載）	協議委員・事務局 事務局
9 月	上旬	1 日（月） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	16 日（火） あいさつ運動 19 日（金） 2 市 4 町協働パトロール	協議委員・事務局 事務局

10 月	上旬	1 日（水） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	15 日（水） あいさつ運動 17 日（金） 2 市 4 町協働パトロール	協議委員・事務局 事務局
11 月	上旬	4 日（火） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	14 日（金） あいさつ運動 県条例に基づく立入調査（再調査が必要な場合のみ）	協議委員・事務局 事務局
	下旬	21 日（金） 2 市 4 町協働パトロール すくすく育てあしやっ子（広報あしや 12 月号掲載）	事務局 事務局
12 月	上旬	1 日（月） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	15 日（月） あいさつ運動 19 日（金） 2 市 4 町協働パトロール、 歳末防犯出陣式（日程未定）	協議委員・事務局 事務局
1 月	上旬	8 日（木） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	15 日（木） あいさつ運動 16 日（金） 2 市 4 町協働パトロール	協議委員・事務局 事務局
	下旬	白いポストに投函された有害図書の回収	事務局
2 月	上旬	2 日（月） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	16 日（月） あいさつ運動	協議委員・事務局
	下旬	20 日（金） 2 市 4 町協働パトロール すくすく育てあしやっ子（広報あしや 3 月号掲載）	事務局 事務局
3 月	上旬	2 日（月） あいさつ運動	協議委員・事務局
	中旬	16 日（月） あいさつ運動 19 日（木） 2 市 4 町協働パトロール	協議委員・事務局 事務局

令和7年度あいさつ啓発運動指導当番表（協議委員・事務局）

校名	指導場所	協議委員	事務局 (教育委員会)
芦屋小	小学校入口	奈木野 剛	
	弓道場側正門前	原崎 功典	中西 啓太（生）
	神武社側正門前	真田 憲一	原田 総太（学） 岩政 貴子（学） 吉永 法政（学）
芦屋東小	東小正門前	田中 太	木本 拓也（学） 田北 智士（生）
	緑ヶ丘児童公園前歩道橋	福原 光次	志村 裕子（学） 塩田 謙治（生）
山鹿小	山鹿小学校正門前	天賀 京子	山本 朝香（学） 本石 美香（生） 梶原 鉄太郎（生）
	山鹿小学校裏門前 （プール側）		松尾 徳昭（生） 小竹 真理子（生）
芦屋中	芦中正門前	三桝 賢二 石松 誠	井上 弘行（生）
	芦中裏門前	上田 剛士	
広報車	青パトによる啓発		町民会議事務局 生涯学習課

※ お住まいの地区や各団体などで割り当てがある場合は、そちらを優先されて構いません。

※ 時間帯の目安は午前7時40分～8時10分です。